

介護保険サービス 入所・入居系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

- 1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P6）
- 2 各種お知らせ等（P11）
- 3 関係法令等
 - 1 介護保険課からのお知らせ（P33）
 - 2 障害福祉課からのお知らせ（P43）
 - 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P44）
 - 4 危機管理課からのお知らせ（P46）
 - 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P49）
- 4 サービス別資料
 - ・全サービス共通（P62）
 - ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P70）
 - ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P81）
 - ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P90）
 - ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P96）

1

令和4年度集団指導について

はじめに

平素より、船橋市の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

また、コロナ禍においても、介護保険サービスの提供の継続、感染防止対策にご尽力いただき、感謝申し上げます。

船橋市では、介護保険制度の適正な運営を確保するため、市内介護保険サービス事業者等の方々を対象に書面開催（動画形式）にて、集団指導を実施します。

令和4年度集団指導では、主に「令和3年度における運営指導（旧称：実地指導）において確認された指摘事例」等をご説明させていただきますので、今後とも適切な事業運営にご協力をお願いします。

2

令和4年度集団指導について

資料等の確認

各事業所は、動画視聴及びホームページに掲載された事業所実施サービスの「集団指導資料」及び「自己点検シート」（介護保険）の確認を行ってください。

(1) 集団指導（動画）より動画視聴を行う。（YouTubeでの視聴。）

※「4 サービス別資料」については、該当サービスの視聴をお願いします。

※動画視聴の際に、併せて集団指導（資料）を確認することをお勧めします。

(2) 関連資料等リンクより自己点検シート等の確認を行う。

3

令和4年度集団指導について

資料等確認報告

動画視聴後に「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。資料等確認報告をもって、令和4年度の集団指導への出席とします。

※事業所で複数サービスを提供されている場合は、報告サービス区分ごとの報告を行ってください。

例：

介護老人福祉施設と通所介護の指定がある場合 → 別々に報告が必要です。

訪問介護と居宅介護支援の指定がある場合 → 別々に報告が必要です。

「船橋市オンライン申請・届出サービス」

【介護保険サービス事業者等】令和4年度集団指導資料等確認報告（指導監査課宛）

URL：https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1880

4

介護保険サービス 入所・入居系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P6）

2 各種お知らせ等（P11）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P33）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P43）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P44）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P46）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P49）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P62）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P70）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P81）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P90）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P96）

5

指導

指導とは

介護給付、予防給付及び第1号事業支給費の支給に係る指定居宅サービス及び指定施設サービス等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を確認し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保並びにその利用者及び入居者等の保護及び保険給付等の適正化を目的とします。

指導の方法

① 集団指導

必要な指導の内容に応じ、サービス事業者に向けて、講習等の方法により行います。

② 運営指導（旧称：実地指導）

介護保険法第23条に基づき、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実施します。

監査とは

指定基準違反等により、介護保険法第5章及び第6章に規定する勧告、命令、指定及び許可の取消等に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを主眼とします。

監査の方法

サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行います。

適切な事業運営

運営基準自己点検シート

指定居宅サービス（介護予防・総合事業含む。）、指定居宅介護支援、指定地域密着型サービス（介護予防含む。）事業者における人員・設備・運営等について、下記のとおり運営基準自己点検シートを船橋市ホームページ上で公開しておりますので、各事業所においては、本シートを積極的に利用し適切な事業運営を行ってください。

指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/07/p041124.html
トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>指導監査等>指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

指導の形態（有料老人ホーム）

定期検査

定期的に立入検査を実施し、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、指導指針に基づく指導を行います。

随時検査

施設の管理運営、サービス、入居者処遇等に関する通報、苦情等があった場合において、その内容が老人福祉法第29条第6項から第11項までの規定に違反するおそれがあるとき、又は当該施設の入居者の処遇に関し不当な行為に該当し、若しくはその運営に関し、入居者の利益を害する行為に該当するおそれがあるとき、その他入居者の保護のために必要があるとき、随時に実施します。

集団指導

必要な指導の内容に応じ、事業者に向けて、講習等の方法により行います。

介護保険サービス 入所・入居系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

- 1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P6）
- 2 各種お知らせ等（P11）
- 3 関係法令等
 - 1 介護保険課からのお知らせ（P33）
 - 2 障害福祉課からのお知らせ（P43）
 - 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P44）
 - 4 危機管理課からのお知らせ（P46）
 - 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P49）
- 4 サービス別資料
 - ・全サービス共通（P62）
 - ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P70）
 - ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P81）
 - ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P90）
 - ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P96）

非常災害対策①

社会福祉施設等における非常災害対策

近年、地震・風水害（台風・浸水）等による甚大な被害が発生しており、日ごろの非常災害対策が求められております。

①非常災害時の対応等について、日ごろからの情報収集及び非常災害対策等に努めていただきますようお願いいたします。

【社会福祉施設等における非常災害対策等に関するポータル（船橋市ホームページ）】
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p062666.html

②災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握を円滑に行うため、災害発生時にご報告をお願いいたします。（※災害発生時には、利用者、従業者等の安全確保対策を行った上での報告をお願いいたします。）

【災害発生時の社会福祉施設等の被災状況の報告について（船橋市ホームページ）】
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p055386.html

非常災害対策②

社会福祉施設等における非常災害対策

③災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集できるよう、緊急連絡先等の登録・変更をお願いいたします。

【社会福祉施設等の被災状況の把握等に係る緊急連絡先等の登録について（船橋市ホームページ）】
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p063030.html

感染症予防等①

高齢者福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合（感染が疑われる場合）の対応について

新型コロナウイルス感染症発生時において、市と事業者等が連携を図り、早めの感染拡大防止に努める必要があります。利用者等が陽性と判定された場合（感染が疑われる場合）、下記船橋市ホームページに掲載している感染症発生連絡票等の提出をお願いいたします。

※平常時より、利用者、従業員の日々の検温の実測値及び平熱等の健康観察の確認、記録の徹底をお願いいたします。

【高齢者福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合（感染が疑われる場合）の対応について

（船橋市ホームページ）】

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p080769.html>

感染症予防等②

高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を掲載しておりますので、ご確認ください。

【社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p076527.html

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等について、高齢者虐待を未然に防止するための対策等をお願いします。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止について（船橋市ホームページ）】
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p070949.html

サービス提供中の交通マナー等①

事業所車両の駐停車

サービス提供中の事業所車両の駐停車については、他の車両や歩行者の通行を妨げないような安全な場所に停車することが望ましいと考えられます。しかし、利用者の身体状況や道路状況等から、そのような場所に停車することが困難である場合は、サービス提供にあたる従業者を増員するなど、利用者の安全の確保及び他の車両等に迷惑のかけられないようご配慮願います。

また、駐車についても交通法規の遵守をし、近隣住民等の迷惑にならないようご対応をお願いいたします。

事業所内での管理

管理者は、運転者の適性の把握や、当日の運転者の体調状況を確認し、運転業務に係る安全管理に努めてください。（風邪、発熱、前日の深酒等）

また、事業所内でヒヤリハット事例の情報共有を図るなど、従業者全員での取り組みをお願いいたします。

サービス提供中の交通マナー等②

交通マナー等に係るお知らせ

サービス提供中の交通マナー等について、過去に発出したお知らせを船橋市ホームページに掲載しております。ご確認ください。

【令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p103294.html
トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ
>令和4年10月19日 【事務連絡】介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について

【令和元年度 介護保険事業者へのお知らせ（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p069059.html
トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>令和元年度 介護保険事業者へのお知らせ
>平成31年4月2日 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内

2 各種お知らせ等

17

事故発生時の対応

市への事故報告

サービス提供中の事故について、下記の事例のような事故も発生しておりますのでご注意ください。また、事故発生時には事故報告が必要となる場合がありますので、該当する場合は市へのご報告をお願いします。

【介護保険事業に係る事故報告（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p016596.html

（事故の例）

- ・見守り、転倒リスク把握が不十分であることによる転倒。（利用者が無理に立ち上がろうとし転倒した、手すりをつかみ損ね転倒した、イスや窓枠等をよじ登ろうとし転倒した、衣服の着脱時に転倒した、電源コードに足をとられて転倒した等の事例あり。）
- ・誤薬（対象者誤り、時刻・用法誤り）、落薬。
- ・送迎車の中に利用者を取り残し、降車させるのを忘れた。（市外では死亡事例発生）
- ・車いすごと乗車するタイプの車両の固定器具を付け忘れ、車いすのブレーキのみをかけて発車させたことにより、車いすごと後ろに転倒した。等

2 各種お知らせ等

18

介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法

船橋市ホームページにて、介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について掲載しています。

介護保険制度における指定事業者は、法令等の規定に基づき適切な事業運営を行う必要があります。本集団指導資料に掲載のない基準等も多数ございますので、ご確認ください。

【介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p046708.html

船橋市オンライン申請・届出サービス

オンライン申請での申請方法

各種申請・届出等の一部申請等について、「船橋市オンライン申請・届出サービス」を使用しての申請が行えるようになりましたので、ご活用ください。

【船橋市オンライン申請・届出サービス】

<https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/>

【利用できる申請】（令和4年11月現在）

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算に関する届出）
- ・変更届
- ・更新申請
- ・処遇改善加算等の計画書・実績報告書（PDF形式のみ）
- ・特定事業所集中減算算定表の提出（紹介率が80%を超えた場合）
- ・運営指導に係る資料提出
- ・メールアドレスの登録・変更
- ・被災状況の報告
- ・緊急連絡先の登録

申請・届出等①

申請・届出等に係るホームページ

申請・届出等に係る船橋市ホームページを掲載しております。必要に応じて適切に申請・届出等を行って下さい。

加算に関する届出

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001860.html

【介護老人福祉施設・介護老人保健施設】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p020613.html

変更に関する届出

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html

【介護老人福祉施設】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p020583.html

【介護老人保健施設】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p020598.html

申請・届出等②

指定更新手続き

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p065212.html

【介護老人福祉施設】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p070794.html

【介護老人保健施設】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p070960.html

休止届・廃止届・再開届の手続き

【居宅サービス・居宅介護支援・地域密着型サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p020503.html

申請・届出等③

業務管理体制整備に係る届出

令和3年4月1日より、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が一部変更となり、指定事業所が船橋市内にのみ所在する事業者は、船橋市が届出先となります。すでに千葉県等に届出を行っている場合は、新たな届出の必要はありません。

また、事業所名称及び所在地等の変更の場合は業務管理体制の届出が必要な場合があります。詳細は下記市ホームページをご確認ください。

【介護サービス事業者の業務管理体制の整備について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p026732.html

申請・届出等④

処遇改善加算等

令和4年10月より、介護職員等ベースアップ等支援加算が追加されました。

介護職員処遇改善加算等のお知らせ、届出、既存計画の内容変更の届出及び実績報告については下記市ホームページを確認してください。

※算定事業所は年度毎に計画書及び実績報告書の提出が必要となります。

【処遇改善加算等について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p071540.html

各種届出等に関する問い合わせ・提出先

各サービスごとの担当係及び提出先については、下記市ホームページをご確認ください。

【指導監査課サービス別担当係の確認について（障害福祉サービス・介護保険サービス等）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p063190.html

メールアドレスの登録

メールアドレスの登録にご協力下さい

指導監査課では、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所等に対して、原則メールによる情報提供を実施しております。サービスごとに行うメールアドレスの新規及び変更登録の手順については下記市ホームページをご確認していただき、登録にご協力下さい。

【メールアドレスの登録について（介護サービス事業所・居宅介護支援事業所）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p048509.html

【登録方法】

・下記アドレス又は、QRコードより船橋市オンライン申請・届出サービスからのメールアドレスの登録をお願いします。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【【介護サービス事業所等】メールアドレスの登録・変更等（指導監査課宛）（船橋市オンライン申請・届出サービス）】

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=86



有料老人ホームにおける事故発生時の対応

市への事故報告

サービス提供中の事故について、下記の事例のような事故も発生しておりますのでご注意ください。また、事故発生時には事故報告が必要となる場合がありますので、該当する場合は市へのご報告をお願いします。また、取扱い要領及び報告様式が令和3年4月1日より新しいものになっておりますので、ご確認の上、新様式での報告をお願いします。

【養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームにおける事故報告】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p068845.html

(事故の例)

- ・見守り、転倒リスク把握が不十分であることによる転倒。(利用者が無理に立ち上がろうとし転倒した、手すりをつかみ損ね転倒した、イスや窓枠等をよじ登ろうとし転倒した、衣服の着脱時に転倒した、電源コードに足をとられて転倒した等の事例あり。)
- ・誤薬(対象者誤り、時刻・用法誤り)、落薬。
- ・送迎車の中に利用者を取り残し、降車させるのを忘れた。(市外では死亡事例発生)
- ・車いすごと乗車するタイプの車両の固定器具を付け忘れ、車いすのブレーキのみをかけて発車させたことにより、車いすごと後ろに転倒した。等

申請・届出等①(有料老人ホーム)

有料老人ホームの変更の手続き【サ高住適用なし】

【有料老人ホームの開設に係る届出(変更届出等)】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/06/p020641.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>有料老人ホームの届出等>有料老人ホームの開設に係る届出(変更届出等)

※有料老人ホーム事業変更届の提出が必要な事項 ※老人福祉法第二十九条参照

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 その他厚生労働省令で定める事項 ※老人福祉法施行規則第二十条の五参照
(施設の管理者の氏名及び住所 等)

申請・届出等②（有料老人ホーム）

有料老人ホームの休止・廃止・再開の手続き【サ高住適用なし】

①休止・廃止

有料老人ホームを休止または廃止しようとするときは、休止または廃止しようとする日の1か月前までに事前に届け出る必要があります。

休止、廃止にあたっては、現に入居している者に対する十分な説明及び他施設等への引継ぎ、移行等について、適切な対応をお願いいたします。

なお、休止、廃止に関する届出の様式については、船橋市ホームページには載せておりません。休止、廃止を検討される場合は、必ず事前にご相談ください。

②再開

休止している有料老人ホームを再開する場合は、必ず事前にご相談ください。

メールアドレスの登録

メールアドレスの登録にご協力下さい

指導監査課では、老人福祉法に基づく有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅に対して、原則メールによる情報提供を実施しております。サービスごとに行うメールアドレスの新規登録の手順については下記市ホームページをご確認いただき、登録にご協力下さい。

【メールアドレスの登録について（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p070740.html

【登録方法】

・下記アドレス又は、QRコードより船橋市オンライン申請・届出サービスからのメールアドレスの登録をお願いします。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【【介護サービス事業者等】メールアドレスの登録・変更等（指導監査課宛）（船橋市オンライン申請・届出サービス）】

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=86



参考資料・通知等

有料老人ホーム運営における参考資料・通知等

- ・「高齢者住まい事業者の外付けサービスの適正な活用のためのポイント」
(高齢者住まい事業者団体連合会)
- ・「高齢者向け住まい事業者の外付けサービスの適正な活用チェックリスト」
(高齢者住まい事業者団体連合会)
- ・「身体拘束ゼロの手引き」 (厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)
- ・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」
(平成23年8月国土交通省住宅局)
- ・「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」
(平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ・「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」
(平成18年厚生労働省告示第266号)

介護保険サービス 入所・入居系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導(旧称:実地指導)及び監査等(P6)

2 各種お知らせ等(P11)

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ(P33)
- 2 障害福祉課からのお知らせ(P43)
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ(P44)
- 4 危機管理課からのお知らせ(P46)
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ(P49)

4 サービス別資料

- ・全サービス共通(P62)
- ・認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護(P70)
- ・(地域密着型)介護老人福祉施設・短期入所生活介護(P81)
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護(P90)
- ・(地域密着型)特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム(P96)

介護報酬の請求について

概要

国保連合会では、毎月、サービス提供事業者からの請求情報、居宅介護支援事業者からの給付管理票、そして保険者からの受給者台帳情報により、介護報酬の審査・支払いを行っております。

近年、請求誤りによる過誤申立や国保連での審査エラーによる返戻の相談件数が増加しています。介護報酬の請求事務にあたりましては、**各事業者においての請求前確認の徹底**をお願いいたします。

なお、過誤調整を行う場合は、指定の過誤申立書を、各月期日までに市に提出してください。
(過誤申立様式)

(介護給付費過誤申立書／過誤申立書(総合事業用))

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/001/p012831.html>

請求事務に係る留意事項

- ✓ 国保連の審査で使用する保険者の受給者台帳情報は、前月末時点の情報です。
(例) 12月に11月の要介護状態の認定結果が出た場合、その要介護区分の情報は12月審査で国保連の使用する受給者台帳情報には登録されません。
- ✓ 介護保険料滞納による「**給付額の減額**」及び「**支払い方法の変更**」適用中の利用者については、利用者負担等が通常と異なります。サービス提供前に利用者に「被保険者証」や「負担割合証」の提示を求める等により、利用者情報を確認いただきますようお願いいたします。

負担限度額認定について

概要

介護保険施設やショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)を利用した場合の食費・居住費(滞在費)は利用者負担となりますが、低所得の人のサービス利用が困難とならないよう、食費・居住費等については負担限度額が設けられています。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は特定入所者介護サービス費として介護保険給付から給付します。

制度の詳細は下記船橋市ホームページも併せてご確認ください。

(介護保険施設での食費・居住費(滞在費)の軽減について)

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010098.html>

負担限度額認定申請に係る留意事項

- ✓ 認定の有効期間は申請のあった月の1日まで遡ることができます。サービス提供にあたっては、事前に「負担限度額認定証」により「適用開始日」等の確認をお願いします。
- ✓ 負担限度認定者が生活保護を廃止した場合、以降の負担限度認定には改めて介護保険課に申請が必要です。
- ✓ 年度途中で市民税の修正をした場合、修正後の課税状況で審査するには、修正後に介護保険課に申請が必要です。
- ✓ 負担限度認定者が転居により、保険者が変更になった場合、保険者ごとに申請が必要です。

負担限度額認定について

対象となる人（市への申請が必要です）

次のすべてに該当する人

- ◆市民税非課税世帯に属していること
（ただし、住所が異なる配偶者※1が市民税課税である場合には対象外です。）
- ◆預貯金等※2の金額が、次の表の要件を満たすこと

利用者負担段階		預貯金等の金額（65歳以上）
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 （配偶者と合わせて2,000万円以下）
第2段階	年金収入額※3とその他の合計所得金額の合計が年間80万円以下	650万円以下 （配偶者と合わせて1,650万円以下）
第3段階①	年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円を超え120万円以下	550万円以下 （配偶者と合わせて1,550万円以下）
第3段階②	年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間120万円超	500万円以下 （配偶者と合わせて1,500万円以下）

65歳未満の人は年金収入額等にかかわらず1,000万円以下（配偶者と合わせて2,000万円以下）

- ※1 配偶者には、事実上の婚姻関係にある者を含みます。
- ※2 有価証券や現金（タンス預金）等も含みます。
- ※3 年金収入額は、非課税年金（遺族年金、障害年金等）を含みます。

負担限度額認定について

負担限度額および基準費用額（1日あたり）

		食費		居住費			
		介護保険施設	ショートステイ	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
基準費用額※		1,445円		2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)
利用者負担段階	第1段階	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
	第2段階	390円	600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
	第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
	第3段階②	1,360円	1,300円				

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※基準費用額とは、施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定められる額です。

社会福祉法人等による利用者負担額減額措置

概要

低所得者で特に生計が困難な利用者のサービス利用料の負担を軽減するための制度です。減額の対象となった人について、事業者が減額を行います。
減額を行った事業者に対しては、減額した費用の1年間の合計が一定の金額以上になった場合は公費から補助金を交付します。

〈社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010099.html>

減額措置対象事業者

社会福祉法人または地方公共団体（市町村など）が直営する事業者で市に対して軽減措置を行うことを申し出た事業者。

対象サービス

当該社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホームにおける
・介護老人福祉施設費 ・短期入所生活介護費（ショートステイ）
※食費・居住費（滞在費）についても対象です。

減額の対象者

世帯全員が市民税非課税で、次のすべてに該当する人

- ◆日常生活に供する資産（居住のための土地・家屋）以外に活用資産がない
- ◆市民税課税者に扶養されていない
- ◆介護保険料を滞納していない
- ◆年間収入が単身世帯で150万円（世帯人数が1人増えるごとに+50万円）以下
- ◆預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯人数が1人増えるごとに+100万円）以下
- ◆負担限度額（施設の食費・居住費の軽減）の認定者である

介護保険課からのお知らせ

37

高額介護（介護予防）サービス費

概要

利用者が同じ月に受けた介護保険サービスの利用者負担の世帯合計額が利用者負担上限額を超えた場合、申請により超えた部分を支給します。

なお、総合事業の介護予防・生活支援サービスを利用した分が該当した場合は、「高額介護予防サービス費相当事業費」として支給します。

制度の詳細は下記船橋市ホームページも併せてご確認ください。

〈高額介護サービス費について〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010101.html>

高額医療合算介護（介護予防）サービス費

概要

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療）における世帯内で、**医療保険および介護保険の両制度における自己負担の合計額**（毎年8月～翌年7月までの総額）が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分の金額を支給します。

- ・自己負担額の合計額とは
医療保険の高額療養費および介護保険の高額介護（介護予防）サービス費等の適用を受けた後の自己負担の合計額。
※ただし、認知症訪問支援サービス、福祉用具購入費、住宅改修費および利用者が負担する食費、居住費、日常生活費は含みません。

〈高額医療・高額介護合算制度について〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010102.html>

介護保険課からのお知らせ

38

船橋市利用者負担助成制度

概要

対象となるサービスを利用した場合、利用者負担額（保険給付分）の4割を助成し、利用者負担軽減及び居宅サービスの利用促進を図るための制度です。

制度の詳細は下記船橋市ホームページをご確認ください。
〈利用者負担助成制度〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010100.html>

対象となるサービス

- 訪問介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○訪問入浴介護 ○通所介護
- 通所リハビリテーション ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○福祉用具貸与
- 夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護 ○認知症訪問支援サービス ○地域密着型通所介護
- 介護予防訪問型サービス ○介護予防生活支援サービス ○介護予防通所型サービス
- 介護予防運動機能向上デイサービス ○介護予防ミニデイサービス

<対象となるサービスに介護予防がある場合は、それらも対象になります>

対象となる人（市への申請が必要です。）

次のすべてに該当する人

- ◆年間収入が単身世帯で150万円以下（同一住所の世帯人数が1人増えるごとに+50万円）
 - ◆預貯金等が単身世帯で350万円以下（同一住所の世帯人数が1人増えるごとに+100万円）
- ※生活保護や給付制限（保険料滞納者への措置）を受けている人は**助成対象外**です。

39

介護保険課からのお知らせ

介護保険サービスの暫定利用について

概要

介護保険の要介護状態区分の判定には、通常1ヶ月程度いただいております。

しかしながら、利用者の状態像によっては、認定結果を待つことなくサービスの利用が必要となるケースもあることから、認定の決定前であっても暫定ケアプランを基に介護（予防）サービスの利用が可能となっております。

認定結果が非該当になった場合の問題等もありますが、急を要する場合は、本人・家族等の意向を踏まえて、介護保険制度の説明を十分に行っていただいたうえで、サービスの暫定利用をご検討いただきますようお願いいたします。

留意事項

- ✓ 要介護認定を申請した被保険者から暫定でのサービス利用について依頼があった場合、例えば、当該被保険者が明らかに要支援認定になると見込まれるときには、担当地域包括支援センターに暫定ケアプランの作成を依頼するなど、利用者が介護保険サービスの暫定利用ができるよう連絡・調整にご協力をお願いいたします。
- ✓ 暫定でサービスを利用する場合は、仮に認定が異なった場合を想定し、介護予防サービス及び介護サービスの両方の指定を受けている事業者にサービス提供を依頼するなど、利用者へ適切に給付がなされるよう、ご対応をお願いいたします。

〈参考：平成18年4月改定関係Q&A（vol.2） 問52〉

介護保険課からのお知らせ

40

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）

令和4年4～9月の電気・ガス料の利用総額に応じた助成金を交付します

コロナ禍における物価高騰対策として、エネルギー料金の高騰による影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、市独自の助成金を交付します。

【助成額】

令和4年4月～9月分の電気料・ガス料の利用総額		一事業所あたり助成額
3万円以上	9万円未満	1万円
9万円以上	15万円未満	3万円
15万円以上	30万円未満	5万円
30万円以上	45万円未満	10万円
45万円以上	60万円未満	15万円
60万円以上	75万円未満	20万円
75万円以上	90万円未満	25万円
90万円以上	105万円未満	30万円
105万円以上	120万円未満	35万円
120万円以上	135万円未満	40万円
135万円以上	150万円未満	45万円
150万円以上	165万円未満	50万円
165万円以上	180万円未満	55万円
180万円以上		60万円

【助成対象事業所】

介護保険法・老人福祉法・高齢者居住法関連	居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護保険施設、地域包括支援センター（介護予防支援含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
障害者総合支援法関連	障害福祉サービス、相談支援
児童福祉法・認定子ども園法・学校教育法関連	障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、病児保育事業、母子生活支援施設、保育所、認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）、認定子ども園、幼稚園
市場業務条例関連	卸売業務、仲卸業務、関連事業

※上記以外の業種の中小企業・個人事業者は、船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）の対象となります。

【申請受付期間】

令和4年11月中旬～令和5年2月28日

※受付開始日が決定しましたら、市ホームページ（右下二次元コード参照）でお知らせします

助成金の詳細（要件、申請方法等）は、右の二次元コードにアクセスするか、下記問合せ先までご連絡ください。



問合せ先：船橋市商工振興課 TEL：047-436-2472 Email：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

介護保険課からのお知らせ 41

船橋市介護サービス事業所等事業費補助金

食事提供に係る費用・燃料費（ガソリン代）の補助金を交付します

コロナ禍における物価高騰対策として、食料費や車の燃料費の高騰による影響を受けている市内介護サービス事業所等に食事提供に係る費用及び燃料費（ガソリン代）について補助金を交付いたします

【補助額】

食事提供に係る費用：令和3年度決算額×4.0%×1/2（半年分）
燃料費（ガソリン代）：令和3年度決算額×4.5%

【補助対象事業所】

- 令和4年9月末日までに市内で補助対象事業所を運営し、今後も継続して当該事業所を運営する意思を有すること
- 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること

食事提供に係る費用

- 広域型施設
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- 居宅サービス
通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護
- 地域密着型サービス
地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

燃料費（ガソリン代）

上記に加え、
○居宅サービス
居宅介護支援、介護予防支援、地域包括支援センター、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション

【必要書類】

- 申請者基本情報
- 交付申請書
- 令和3年度の決算額がわかるもの
- 委任状 ※申請者と口座名義人が異なる場合

【申請方法・受付期間】

市ホームページより必要書類をダウンロードし下記まで郵送
令和5年2月28日（火曜日）まで（消印有効）

【問い合わせ先】 船橋市介護保険課総務係
住所：〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25
TEL：047-436-2164（月～金 9時～17時 ※土日祝、12/29～1/3を除く）
E-Mail：kalgohoken@city.funabashi.lg.jp

【市ホームページ】「トップ」> 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項 > 船橋市介護サービス事業所等事業費補助金」



介護保険課からのお知らせ 42

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法では なにをもと 何が求められるのですか？

「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

※ 言語（手話を含む）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、聴覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。
※ 障害者差別解消法が改正され、事業者も合理的配慮の提供が義務づけられます。改正法は公布日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない期間において段階的に定め長月から施行されます。

対象となる「障害者」は？

この法律に書かれている「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他の心や体のたはらきに障害（難病）に起因する障害も含まれますが、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です（障害児も含まれます）。

対象となる「事業者」は？

この法律に書かれている「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人達をいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

障害福祉課からのお知らせ

船橋在宅医療ひまわりネットワークの取り組み

○船橋在宅医療ひまわりネットワークとは？

平成25年に設立された、28の医療・介護関係団体及び行政（船橋市）で組織する任意団体です。在宅医療の充実と医療・介護の連携を推進するために、「船橋市における在宅医療・介護連携の心得」や「ひまわりシート」、「ひまわりマップ」の作成や、専門職向けの研修会・市民向けの市民公開講座の開催等に取り組んでいます。詳しくは右のコードよりホームページをご覧ください。



船橋市における在宅医療・介護連携の心得

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域包括ケアシステムを構築することが急務であり、在宅医療の確保が重要となります。医療・介護の連携がもとめられ、情報の共有や相互の理解と信頼の醸成が不可欠です。

平成25年3月
船橋在宅医療ひまわりネットワーク
代表 五木 弘次
副代表 杉田 隆 (船橋市立病院 在宅医療推進リーダー)

※ この心得では「本人がすべての権利を行使できる」という前提で記述されています。
※ 本人が意思決定できない場合は、代理人（家族）による意思決定（医療・介護、介護・介護、本人、家族、介護施設、介護サービス、介護サービス）の連携が不可欠です。

この心得が皆様の連携のあり方を考える一助となれば幸いです。

船橋在宅医療ひまわりネットワーク (平成28年3月作成)

ひまわりシート

※「ひまわりシート」とは「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」では、在宅医療を受けている本人・ご家族の安心のためのために、この「ひまわりシート」を作成しました。
「ご本人の情報」、「緊急時の連絡先」や「緊急時の対応方法」について、あらかじめ医療・介護関係者やご本人・ご家族とよく相談の上、シートに記入し、ケースに入れ冷蔵庫の中に保管してください。

①熱が出た場合や痛みが強い場合などでも、ご本人・ご家族が「緊急時の対応方法」を見ることができ、慌てずに対応することが出来ます。
②緊急入院する場合には、シートを病院に添付することで、重要な情報を的確に伝えることが出来ます。
③ご本人がけいれん等の場合などでも、救急隊がシートの内容を確認することで、迅速な救急活動に繋がります。

（※）船橋在宅医療ひまわりネットワークは、平成25年に設立された、医療・介護関係団体及び行政（船橋市）で組織する任意団体です。今後の急速な高齢化に備え、地域包括ケアシステムの構築する在宅医療の充実と医療・介護の連携を推進するための活動を行っています。

（活用例）
① 救急通報
ひまわりシートがあることを示すステッカー
② 救急確認
救急隊員がひまわりシートから本人の情報等を確認
③ 届出
かかりつけの医療機関またはその他の病院へ搬送

船橋在宅医療ひまわりネットワーク

船橋市在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関マップ
「ひまわりマップ」
「在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション実施状況一瞥」

発行：船橋在宅医療ひまわりネットワーク
印刷：船橋市印刷・編集 船橋市印刷局
〒274-8593 千葉県船橋市中央2丁目10番25号
TEL: 0476-32-2322 FAX: 0476-32-2325
E-mail: hokoku-care@city.choshi.jp

令和4年3月現在

船橋市高齢者まちかど案内所事業

船橋市内の介護保険事業所、薬局、接骨院・整骨院、はり・きゅう・マッサージ施設等に協力を依頼し、市民に対して主に介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報を提供してもらう事業（無償協力事業）です。協力いただく事業所には右のステッカーを配付しております。詳しくは、市のホームページをご覧ください。右のコードからもご覧いただけます。



みまもりあいプロジェクト

市では、認知症高齢者等が行方不明になった場合に備え、（一社）セーフティネットリンクージと「みまもりあいプロジェクト」に関する協定を結び、同社が提供するスマートフォン用アプリ「みまもりあいアプリ」を使った情報共有を推進しています。協力者（みまもる人）を募集しています。詳しくは市のホームページをご覧ください。右のコードからもご覧いただけます。



問い合わせ先：地域包括ケア推進課 ☎047-436-2558

地域包括ケア推進課からのお知らせ

45

避難行動要支援者の避難行動に関する制度的な流れについて

平成25年度災害対策基本法改正の概要

平成7年に起きた阪神淡路大震災や平成16年の風水害を契機に、災害時に助けが必要な「災害時要援護者」の避難支援についてガイドライン等が制定され整備が進められてきました。その後、平成23年に東日本大震災が発生したことにより、平成25年度に災害対策基本法の改正が行われ、これまで使われてきた「災害時要援護者」という名称から「避難行動要支援者」に変わっていききました。

避難行動要支援者名簿規定の創設

平成25年度の災害対策基本法の改正により、「避難行動要支援者名簿」の作成や避難支援等関係者への情報提供等の規定が設けられました。船橋市でも平成28年度に名簿が作成され、その中で情報提供に同意した方のみを支援者関係者等に共有しています。また、市で行われる総合防災訓練においても、「避難行動要支援者名簿」を使用した訓練を行っています。

[避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要]

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-gaiyou.pdf>

避難行動要支援者の避難行動に関する制度的な流れについて

令和3年度災害対策基本法の改正の概要

令和元年度に起きた台風19号等では高齢者や障害を持った方の犠牲が多かったことを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法の改正が行われました。改正では避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を行うことを市町村の努力義務とし、福祉避難所への直接避難の促進が明示化されました。

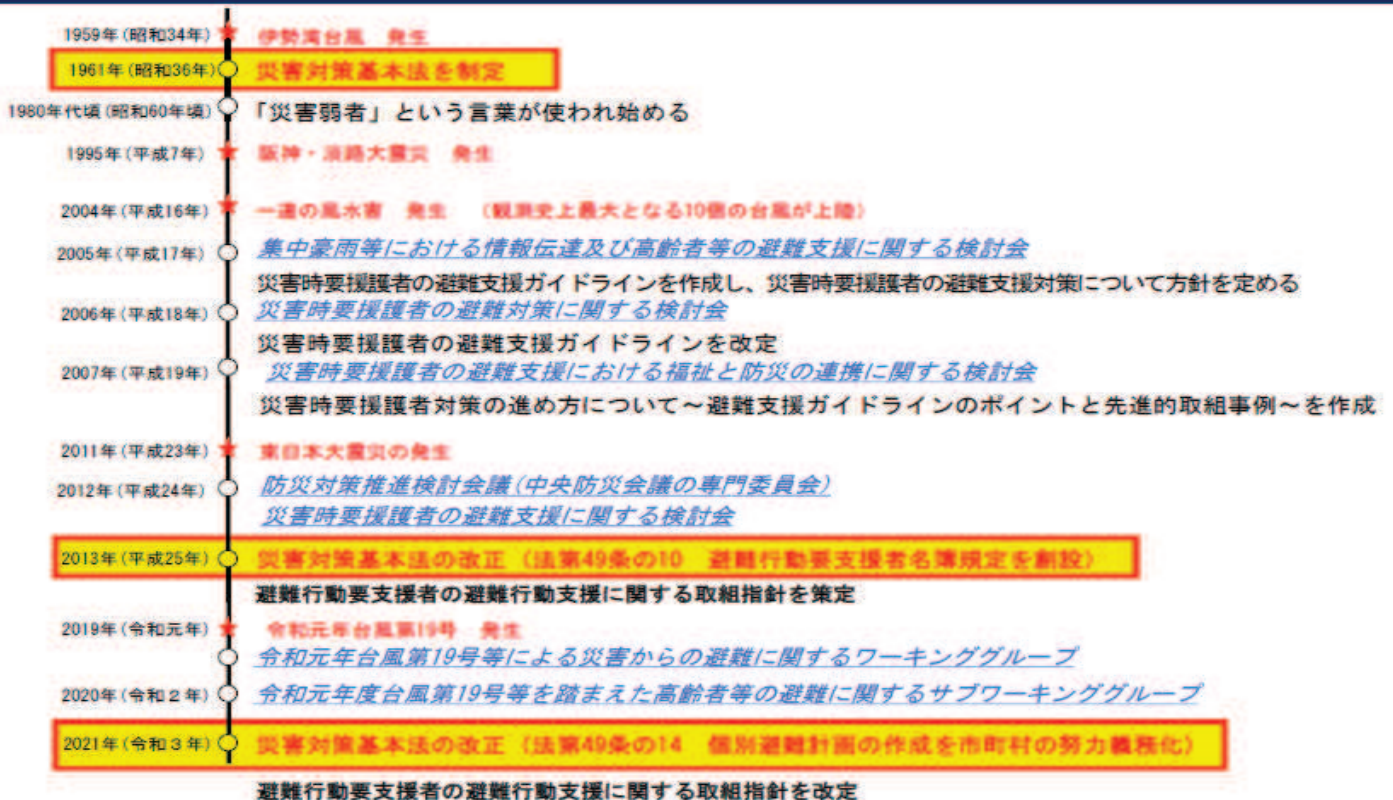
個別避難計画の策定について

「個別避難計画」とは高齢者や障害を持った方の災害時の避難支援等を実効性のあるものにするために作成するものとなります。船橋市でも今後、日頃より支援を行っていただいている福祉専門職の方の意見も取り入れながら作成を行う予定です。

[令和4年度 個別避難計画作成モデル事業（概要）]

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/r4modeljigyo.pdf>

避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ



[避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ]

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html>

介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

Point ● 労働時間の適正な取扱いを徹底しましょう ▶ 労働基準法第32条など

- ・ 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- ・ 特に、次のような時間について、労働時間として取り扱っていない例がみられますが、労働時間として適正に把握、管理する必要がありますので留意してください。
 - 交替制勤務における引継ぎ時間
 - 業務報告書等の作成時間
 - 利用者へのサービスに係る打ち合わせ、会議等の時間
 - 使用者の指揮命令に基づく施設行事等の時間とその準備時間
 - 研修時間

研修時間については、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合は、労働時間に該当します。
また、使用者の明示的な指示がない場合であっても、研修を受講しないことに対する就業規則上の制裁等の不利益な取扱いがあるときや、研修内容と業務との関連性が強く、それに参加しないことにより本人の業務に具体的に支障が生ずるなど実質的に使用者から出席の強制があると認められるときなどは、労働時間に該当します。

※ 訪問介護労働者特有の移動時間等については、II Point 3 参照



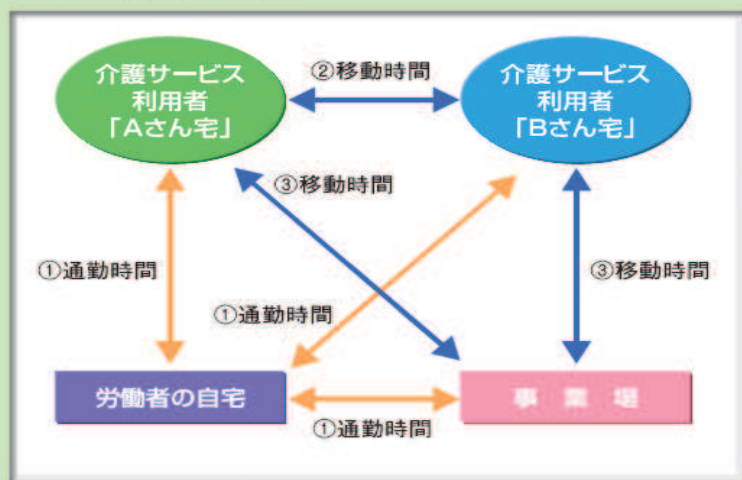
船橋労働基準監督署からのお知らせ

49

Point ● 移動時間等が労働時間に当たる場合には、これを労働時間として適正に把握しましょう ▶ 労働基準法第32条ほか

- ・ 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- ・ 移動時間、待機時間等についても、以下のような場合には労働時間に該当し、使用者は適正にこれを把握、管理する必要があります。※ I (3) Point 1 参照

○ 移動時間の考え方



移動時間とは、事業場、集合同所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当します。
なお、通勤時間(左の例では①)はここでいう移動時間に該当しません。

具体的には、指揮監督の実態により判断するものであり、例えば②又は③の移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には、労働時間に該当するものと考えられます。

船橋労働基準監督署からのお知らせ

50

ケースA



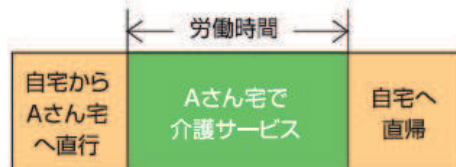
このケースでは、Aさん宅での介護サービス開始時刻から、Bさん宅での介護サービス終了時刻までの時間のうち、休憩時間を除いたものが労働時間となります。

ケースB



このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間、Bさん宅への移動時間及びBさん宅での介護サービス提供時間が労働時間となります。移動時間はBさん宅への移動に要した時間であり、それ以外の「空き時間」については、その時間には労務に服する必要がなく、労働者に自由利用が保障されている限り、労働時間として取り扱う必要はありません(Aさん宅での介護サービス終了時刻からBさん宅での介護サービス開始時刻までの時間すべてを労働時間として取り扱う必要はありません。)

ケースC



このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間のみが労働時間となります。



船橋労働基準監督署からのお知らせ

51

Point 労働条件は書面で明示しましょう

➔ 労働基準法第15条

- 労働者を雇い入れた時には、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付により明示しなければいけません。

○ 明示すべき労働条件の内容

書面で明示すべき労働条件の内容

- 労働契約の期間(期間の定めの有無、定めがある場合はその期間)
- 更新の基準(Point 2 参照)
- 就業の場所・従事する業務の内容
- 労働時間に関する事項(始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩、休日、休暇等)
- 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
- 退職に関する事項(解雇の事由を含む)

その他明示すべき労働条件の内容

- 昇給に関する事項
- 退職手当、臨時に支払われる賃金、賞与、労働者に負担させる食費・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制裁、休職等に関する事項…これらについて定めた場合

○ 労働日(労働すべき日)や始業・終業時刻など下記①~③が月ごと等の勤務表により特定される場合の明示方法

勤務表により特定される労働条件

- 就業の場所及び従事すべき業務
- 労働日並びにその始業及び終業の時刻
- 休憩時間



- 勤務の種類ごとの①~③に関する考え方
- 適用される就業規則上の関係条項名
- 契約締結時の勤務表
について、書面の交付により明示しましょう

- 6か月契約、1年契約などの期間の定めのある契約(有期労働契約)を結ぶ場合には、契約更新の都度、労働条件の明示(書面の交付)が必要です。

52

- ・ 常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- ・ また、就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署長に届け出てください。
- ・ 「10 人以上の労働者」には、介護労働者はもちろん、次の労働者の方も含まれます。
 - 事務職員、管理栄養士等、介護労働者以外の労働者
 - 短時間労働者、有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者



就業規則は、非正規労働者も含め、事業場で働く全ての労働者に適用されるものでなければなりません。

- 全労働者に共通の就業規則を作成する
- 正社員用の就業規則とパートタイム労働者用の就業規則を作成するなどにより、全ての労働者についての就業規則を作成してください。

○ 就業規則に規定すべき事項

必ず規定すべき事項

- ・ 労働時間に関する事項(始業・終業時刻、休憩、休日、休暇等)
- ・ 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期、昇給に関する事項
- ・ 退職に関する事項(解雇の事由を含む)

定めた場合に規定すべき事項

- ・ 退職手当、臨時の賃金等、労働者に負担させる食費・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制裁等に関する事項

船橋労働基準監督署からのお知らせ

53

- ・ 就業規則の内容は、法令等に反してはなりません。
- ・ また、就業規則を作成しているのに、その内容が実際の就労実態と合致していない例がみられます。このような状況にあっては、労働条件が不明確になり、労働条件をめぐるトラブルにもつながりかねません。労働者の就労実態に即した内容の就業規則を作成してください。

○ 使用者が、就業規則の変更によって労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。(労働契約法第10条)

- ① その変更が、次の事情などに照らして合理的であること。
労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況
- ② 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

- ・ 作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。
 - 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること
 - 書面を労働者に交付すること
 - 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できるパソコン等の機器を設置すること
- ・ 労働者からの請求があった場合に就業規則を見せるなど、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できない方法では、「周知」になりませんので注意してください。



船橋労働基準監督署からのお知らせ

54

Point 36協定を締結・届出しましょう

⇒ 労働基準法第36条

- ・ 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署長に届け出る必要があります。
- ・ 労使は、36協定の内容が、限度基準に適合したものとなるようにしなければなりません。

時間外労働の限度に関する基準（限度基準：平成10年労働省告示第154号）の主な内容

○ 業務区分の細分化

容易に臨時の業務などを予想して対象業務を拡大しないよう、業務の区分を細分化することにより時間外労働をさせる業務の範囲を明確にしなければなりません。

○ 一定期間の区分

「1日」のほか、「1日を超え3か月以内の期間」と「1年間」について協定してください。

○ 延長時間の限度（限度時間）

一般の労働者の場合1か月45時間、1年間360時間等の限度時間があります。

○ 特別条項

臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない「特別の事情」が予想される場合、特別条項付き協定を結べば限度時間を超える時間を延長時間とすることができますが、この「特別の事情」は、臨時的なものに限られます。

なお、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率は、法定割増賃金率(25%)を超える率とするように努める必要があります。

○ 適用除外

工作物の建設等の事業、自動車の運転の業務等、一部の事業又は業務には上記の限度時間が適用されません。

延長時間の限度 (限度時間)

①一般の労働者の場合	
1週間	15時間
1か月	45時間
1年間	360時間 等
②1年単位の変形労働時間制※の対象者の場合	
1週間	14時間
1か月	42時間
1年間	320時間 等
※ 対象期間3か月超	

- ・ 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめられるべきものであり、労使は、このことを十分意識した上で36協定を締結する必要があります。

船橋労働基準監督署からのお知らせ

55

Point 労働時間に応じた賃金を、適正に支払いましょう

⇒ 労働基準法第24条

- ・ 賃金は、いかなる労働時間についても支払わなければなりません。
- ・ 労働時間に応じた賃金の算定を行う場合(時給制などの場合)には、交替制勤務における引継ぎ時間、業務報告書の作成時間等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間も通算した時間数に応じた算定をしてください。※(3)Point 1、II Point 3 参照

○ 賃金の算定の基礎となる労働時間

介護サービスに
直接従事する時間



(3) Point1の引継ぎ時間、業務報告書等の作成時間、会議等の時間、研修時間等、II Point3の移動時間、待機時間等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間

介護労働者の労働時間

この労働時間に応じ賃金を算定

- ・ また、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合には、休業手当を適正に支払わなければなりません。 ※II Point 2 参照

Point 時間外・深夜割増賃金を支払いましょう

⇒ 労働基準法第37条

- ・ 時間外労働に対しては、25%以上(※)の割増賃金を支払わなければなりません。
※ 1か月に60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は50%以上です(中小企業については、当分の間、猶予されています。)
- ・ 深夜業(午後10時から午前5時までの労働)に対しては、25%以上の割増賃金を支払わなければなりません。
- ・ 休日労働に対しては、35%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

船橋労働基準監督署からのお知らせ

56

Point

非正規労働者にも年次有給休暇を付与しましょう → 労働基準法第39条

- 非正規労働者も含め、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、年次有給休暇を与えなければなりません。

○ 年次有給休暇の付与の要件



- 所定労働日数が少ない労働者に対しても、所定労働日数に応じた年次有給休暇を与える必要があります。

船橋労働基準監督署からのお知らせ

○ 年次有給休暇の日数

週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数 ※	雇入日から起算した継続勤務期間ごとの年次有給休暇日数						
			6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※ 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

○ 予定されている今後1年間の所定労働日数を算出し難い場合の取扱い

年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日（年次有給休暇付与日）において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数です。

ただし、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えありません。したがって、例えば、雇入れの日から起算して6か月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、過去6か月の労働日数の実績を2倍したものを「1年間の所定労働日数」とみなして判断して差し支えありません。

- 労使協定により、年次有給休暇について、5日の範囲内で時間を単位として与えることができます。

船橋労働基準監督署からのお知らせ

その他関連部署からのお知らせ

船橋市保健所地域保健課 「ゲートキーパーについて知ろう！」
船橋市廃棄物指導課 「事業系ごみの正しい処理方法について 他」
公益財団法人介護労働安定センター千葉支部 「事業のご案内」
新型コロナウイルス
感染症対策保健所本部 社会対応班 「研修会資料（令和4年11月開催）」

船橋市集団指導のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

介護保険サービス 入所・入居系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

- 1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P6）
- 2 各種お知らせ等（P11）
- 3 関係法令等
 - 1 介護保険課からのお知らせ（P33）
 - 2 障害福祉課からのお知らせ（P43）
 - 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P44）
 - 4 危機管理課からのお知らせ（P46）
 - 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P49）
- 4 サービス別資料
 - ・全サービス共通（P62）
 - ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P70）
 - ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P81）
 - ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P90）
 - ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P96）

介護保険サービス 入所・入居系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P6）

2 各種お知らせ等（P11）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P33）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P43）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P44）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P46）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P49）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P62）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P70）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P81）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P90）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P96）

61

全サービス共通

全サービス共通資料について

注意点

- ・本資料は全ての介護保険サービスに共通する内容であるが、サービス種別によっては基準上定められた回数等が異なる場合もあるため、注意すること。
- ・有料老人ホームにおいては、指針上回数等に定めがない場合であっても、本資料の内容（特定施設入居者生活介護の基準）に準ずるよう努めること。

処遇改善加算等①

新加算「介護職員等ベースアップ等支援加算」の追加

令和4年10月より、令和4年度介護報酬改定が行われ、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を講じるため、「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されました。詳細は船橋市ホームページに掲載されている厚生労働省からの通知をご確認ください（ホームページのURLは24ページを参照）。

要件	
①	賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。
②	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

【通知：厚生労働省「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報Vol.1082）】

処遇改善加算等②

特別な事情に係る届出書の提出忘れ（過去の指摘事項）

前年度における処遇改善実績報告書を提出する際に、前年度途中より職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行った旨の「特別な事情に係る届出書」が提出された。

本来は職員の賃金水準を引き下げることが決定した時点でご提出いただく必要があるため、処遇改善加算等の算定要件を満たさなくなる可能性がある。

他市にも忘れずにご提出ください

職員の賃金水準を引き下げることが決定した際には、他市を含む各自治体へ「特別な事情に係る届出書」を必ず提出すること。

【通知：厚生労働省「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報Vol.1082）】

ハラスメント対策の強化①

ハラスメント対策の未整備（運営指導にて確認された事例）

ハラスメント対策について、以下の事例が確認された。

- ①一部ハラスメント（特にカスタマーハラスメント）の対策が抜けていた
- ②書類上のハラスメント対策は指定申請時等に整備したが、実態として機能していなかった

事業主が講ずべき措置の具体的内容について

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

他法令上も体制整備が義務となっております。
 例）・男女雇用機会均等法（第11条）
 ・労働施策総合推進法（第30条の2）

ハラスメント対策の強化②

事業主が講じることが望ましい取組について

- ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（カスタマーハラスメントも含む。）
- ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

参考

- ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）
- ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）
- ・「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）

介護保険サービス 入所・入居系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P6）

2 各種お知らせ等（P11）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P33）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P43）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P44）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P46）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P49）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P62）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P70）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P81）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P90）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P96）

67

資料について

●この資料では以下のとおりとします。●

特に断りのない場合は、指定居宅サービス等に加え指定介護予防サービス等も含むものとします。

表記	条例等名称
地密サービス基準条例	船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第56号）
老福基準条例	船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第58号）
老健基準条例	船橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第59号）
居宅サービス基準条例	船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第60号）
地密算定基準	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老振発第0331005号等）
施設算定基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）
居宅算定基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）
有料指導指針	船橋市有料老人ホーム設置運営指導指針

68

資料について

●基準の性格●

基準は、指定居宅サービス等の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、介護保険サービス事業者等は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。

●有料指導指針の性格●

有料指導指針は、有料老人ホーム経営の基本姿勢として入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくことを求めるものであり、有料老人ホーム事業者は、入居者の個人としての尊厳を確保しつつ、福祉の向上に努めること。

●資料内容●

資料に掲載のある内容以外の基準等についても遵守した上で運営してください

事故報告書の提出

事故報告書の未提出（運営指導での指摘事項）

報告が必要な事故のうち、市への報告がされていないものがあった。

市への報告が必要な事故について

報告の範囲は以下のとおりですが、報告の範囲外のケースであっても必ず記録にとどめてください。詳細はホームページをご確認ください。

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p016596.html

- (1) サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故の発生
- (2) 利用者の離脱（徘徊・行方不明）
- (3) 食中毒、感染症及び結核の発生
- (4) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
- (5) 災害、その他報告が必要と認められる事故等の発生

事故報告書の提出

事故報告書の未提出（運営指導での指摘事項）

報告が必要な事故のうち、市への報告が必要な事故に

報告の範囲は以下のとおりです。詳しくはホームページをご覧ください。詳細はホームページ

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p016596.html

- (1) サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故の発生
- (2) 利用者の離脱（徘徊・行方不明）
- (3) 食中毒、感染症及び結核の発生
- (4) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
- (5) 災害、その他報告が必要と認められる事故等の発生

病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性が予見されるとき）は、保険者に報告が必要です。

指摘になった未提出事例

- ・事故報告書を途中まで作成したが、送付するのを忘れてしまった

重要事項説明書

第三者評価の実施状況についての記載もれ（運営指導での指摘事項）

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載がなかった。

内容及び手続の説明及び同意

「サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程に規定する運営規程の概要（重要事項に関する規程の概要）、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。」

○「その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」とは、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な事項になります。

わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービス提供を受けることについて、同意を得てください。

非常災害対策

非常災害対策に関する計画を周知していなかった (運営指導での指摘事項)

非常災害に関する具体的計画について、定期的に従業員並びに利用者及びその家族等に周知していなかった。

非常災害対策

「事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。」

○「非常災害に関する具体的計画」とは

消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画です。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとされています。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとされています。

(地密サービス基準条例第104条
第130条、第204条で準用する第104条)

非常災害対策

非常災害対策に関する計画を周知していなかった (運営指導での指摘事項)

非常災害に関する具体的計画について、定期的に従業員並びに利用者及びその家族等に周知していなかった。

非常災害対策

「事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。」

○「非常災害に関する具体的計画」とは

消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画です。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとされています。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとされています。

運営推進会議等を活用し、計画の周知や、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが重要です。

(地密サービス基準条例第104条
第130条、第204条で準用する第104条)

看取り介護加算①

よくある質問と回答

死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合、事業所内で看取り介護を直接行っていた日数で、かつ、45日以内等の要件該当期間については、看取り介護加算を算定できるとなっているが、この場合の「自宅へ戻ったり」「医療機関へ入院したり」は、契約継続が前提なのでしょうか。

考え方：地密算定基準第2の6（7）より

⑨看取り介護加算は、利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて45日を上限として、事業所において行った看取り介護を評価するものである。死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、事業所において看取り介護を直接行っていない退去した日の翌日から死亡日までの間は算定できない。

看取り介護加算①

よくある質問と回答

死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合、事業所内で看取り介護を直接行っていた日数で、かつ、45日以内等の要件該当期間については、看取り介護加算を算定できるとなっているが、この場合の「自宅へ戻ったり」「医療機関へ入院したり」は、契約継続が前提なのでしょうか。

考え方：地密算定基準第2の6（7）より

⑨看取り介護加算は、利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて45日を上限として、事業所において行った看取り介護を評価するものである。死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、事業所において看取り介護を直接行っていない退去した日の翌日から死亡日までの間は算定できない。

看取り介護ケアとして提供したサービスの対価として支給されるもの。

看取り介護加算②

考え方：地密算定基準第2の6（7）より

⑩事業所を退去等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退去等する際、退去等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。

回答

看取り介護加算の考え方は、看取り介護ケアとして提供したサービスの対価として支給されるものであることから、契約終了後だとしても、契約中のサービスに対する対価の請求は可能。

看取り介護加算②

考え方：地密算定基準第2の6（7）より

⑩事業所を退去等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退去等する際、退去等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。

退去等をした後の算定を想定しており、契約の継続性によらないものといえる。

回答

看取り介護加算の考え方は、看取り介護ケアとして提供したサービスの対価として支給されるものであることから、契約終了後だとしても、契約中のサービスに対する対価の請求は可能。

看取り介護の実施にあたっては、看取りに関する指針が定められていることが必要です。医師が回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を利用者又はその家族等に対して、説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての同意が必要となります。

介護費の算定

よくある質問と回答

登録日と登録終了日について、定義を知りたい。

回答：地密算定基準第2の5（1）より

①算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が（看護）小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。また、「登録終了日」とは、利用者が（看護）小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。

介護費の算定

よくある質問と回答

登録日と登録終了日について、定義を知りたい。

回答：地密算定基準第2の5（1）より

①算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が（看護）小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。また、「登録終了日」とは、利用者が（看護）小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。

登録者について、登録者の居住する場所及び要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとする。

事故発生の防止及び発生時の対応①

事故の発生又はその再発を防止するための措置

- (1) 事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知の徹底
- (3) 事故発生の防止のための委員会の定期的な開催
- (4) 事故発生の防止のための従業者に対する研修の定期的な実施
- (5) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者の配置

事故発生の防止及び発生時の対応①

事故の発生又はその再発を防止するための措置

- (1) 事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知の徹底
- (3) 事故発生の防止のための委員会の定期的な開催
- (4) 事故発生の防止のための従業者に対する研修の定期的な実施
- (5) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者の配置

短期入所生活介護の基準では、事故発生の防止に関する内容は定められていません。

ただし、今般、短期入所生活介護のサービス提供中の事故及び事故対応に関してトラブルになるケースが多く見受けられますので、事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じることが望まれます。

事故発生の防止及び発生時の対応②

留意事項等

事故に関して、指針を整備し、事実の報告、改善のための方策を定め、従業者に周知徹底する目的は、介護事故等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものです。

想定される具体的な取組の流れは以下のとおりです。

- ①介護事故等について報告するための様式を整備する。
- ②従業者は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告する。
- ③事故発生防止のための委員会において、②により報告された事例を集計、分析する。
- ④事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討する。
- ⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。
- ⑥防止策を講じた後に、その効果について評価する。

重要事項説明書

第三者評価の実施状況についての記載もれ（運営指導での指摘事項）

入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載がなかった。

内容及び手続の説明及び同意

「サービスの提供開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。」

○「その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」とは、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者がサービスを選択するために必要な事項になります。

わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設からサービス提供を受けることについて、同意を得てください。

重要事項説明書

第三者評価の実施状況についての記載もれ（運営指導での指摘事項）

入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載がなかった。

内容及び手続の説明及び同意

指摘事項となった事例

（施設併設の短期入所生活介護での事例）

「サービスの概要、従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載がなかった。」

介護老人福祉施設の重要事項説明書には、第三者評価の実施状況について記載があるが、併設の短期入所生活介護の重要事項説明書には、第三者評価の実施状況の記載がなかった。

「その他」欄に「第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者がサービスを選択するために必要な事項になります。」

わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設からサービス提供を受けることについて、同意を得てください。

（老福基準条例第7条第1項、地密サービス基準条例第191条で準用する第11項第1項、
居宅サービス基準条例第152条第1項）

4 サービス別資料 85

非常災害対策

非常災害対策に関する計画を周知していなかった （運営指導での指摘事項）

非常災害に関する具体的計画について、定期的に従業員並びに入所者及びその家族等に周知していなかった。

非常災害対策

「事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに入所者及びその家族等に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。」

○「非常災害に関する具体的計画」とは

消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画です。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に行わせるものとされています。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとされています。

（老福基準条例第32条第1項、地密サービス基準条例第191条で準用する第61条の15第1項、
居宅サービス基準条例第110条第1項）

4 サービス別資料 86

非常災害対策

非常災害対策に関する計画を周知していなかった (運営指導での指摘事項)

非常災害に関する具体的計画について、定期的に従業員並びに入所者及びその家族等に周知していなかった。

非常災害対策

「事業者は、周知は、必ずしも策定した具体的計画そのものでなくても構いませんが、非常災害時の施設体制、関係機関との連携、避難など実際の施設対応がわかるものにしてください。また、定期的な周知が求められるため、入所時のみの説明や、避難経路等の施設掲示のみではなく、適時周知する体制を整えてください。」

(老福基準条例第32条第1項、地密サービス基準条例第191条で準用する第61条の15第1項、
居宅サービス基準条例第110条第1項)

4 サービス別資料 87

(地域密着型) 介護老人福祉施設

栄養マネジメント強化加算①

算定要件等について (管理栄養士等の配置要件)

- 管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置すること。給食管理を行う常勤の栄養士を1名以上配置する場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置すること。

留意事項等

- 調理業務の委託先において配置される(管理)栄養士の員数等は、管理栄養士等の配置要件には勘案されない。
- 入所者の数から必要な管理栄養士の員数(入所者の数を50または70で除して得た数)を算定する際は小数点の切り上げ/切り捨ては行わず、計算結果の実数を用いる。
- 併設短期入所生活介護の利用者数は、入所者の数には含まない。

(施設算定基準1ハ、地密算定基準7チ)

4 サービス別資料 88

栄養マネジメント強化加算②

算定要件等について（リスク評価、栄養管理等）

- ・ 低栄養状態にある（又はそのおそれがある）入所者に対して、多職種共同で作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。
- ・ 低栄養状態にある（又はそのおそれがある）入所者以外に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応すること。

留意事項等

栄養ケア・マネジメントの実務（リスク評価、栄養管理等）については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号）第4に基づき行うこと。

(施設算定基準1ハ、地密算定基準7チ)

4 サービス別資料 89

短期集中リハビリテーション実施加算①

概要

入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。

(施設算定基準 注7)

4 サービス別資料 90

短期集中リハビリテーション実施加算②

平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (平成24年3月16日) 問211より

過去3月間に別の介護老人保健施設に入所していても、短期集中リハビリテーション実施加算を算定しなかった場合は算定できるのか。

→短期集中リハビリテーション実施加算の算定の有無にかかわらず、過去3月の間に介護老人保健施設に入所したことがある場合には算定できない。

問212より

肺炎により4週間に満たない期間入院して再度入所した場合において、短期集中リハビリテーション実施加算の算定に係る起算日は、再度入所した日となるのか。

→入院前の入所日が起算日である。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算①

概要

認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する介護老人保健施設において、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として1日につき240単位を所定単位数に加算する。

加算が算定できる要件について

当該リハビリテーション加算は、当該入所者が過去3月の間に、当該リハビリテーション加算を算定していない場合に限り算定できることとする。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算②

平成21年4月改定関係Q & A (Vol. 1) (平成21年3月23日) 問103より

認知症短期集中リハビリテーション実施加算については、「過去3月の間に、当該リハビリテーション加算を算定していない場合に限り算定できる」とされているが次の場合は算定可能か。

例1：A老健にて3か月入所し、認知症短期集中リハビリテーションを施行した後、B老健に入所した場合のB老健における算定の可否。

→例1の場合は算定できない。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算③

平成21年4月改定関係Q & A (Vol. 1) (平成21年3月23日) 問105より

3月間の実施期間中に入院等のために中断があり、再び同一事業所の利用を開始した場合、実施は可能か。

→同一事業所の利用を再開した場合において、介護老人保健施設においては前回入所(院)した日から起算して3月、通所リハビリテーションにおいては前回退所(院)日又は前回利用開始日から起算して3月以内に限り算定できる。但し、中断前とは異なる事業所で中断前と同じサービスの利用を開始した場合においては、当該利用者が過去3月の間に、当該リハビリテーション加算を算定していない場合に限り算定できる。

令和3年度報酬改定に伴う経過措置まとめ（令和6年4月1日から義務化）

項目 (★は短期療養も同様)		取り組み事項
(1)	★虐待の防止に係る経過措置	(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)虐待の防止のための指針を整備すること。 (3)介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
(2)	★業務継続計画の策定等に係る経過措置	(1)感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設(短期入所療養介護)サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(3)	運営基準 ★感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置 ※老健の経過措置は(3)の訓練のみ ※食中毒に関するものは老健のみ	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月(短期療養は6月)に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
(4)	★運営規程に係る経過措置	施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。 (追加)虐待の防止のための措置に関する事項
(5)	★認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置	全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
(6)	栄養管理に係る経過措置 ※老健のみ	入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。
(7)	口腔衛生の管理に係る経過措置 ※老健のみ	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
(8)	加算等 栄養管理の基準を満たさない場合の減算に係る経過措置	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。 ・栄養士又は管理栄養士の員数(老健基準条例第4条) ・栄養管理(老健基準条例第20条の2)

(老健基準条例、施設算定基準)

4 サービス別資料 95

(地域密着型) 特定施設入居者生活介護

医療機関連携加算①

概要

看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合に算定できる加算。

※1月につき80単位

算定要件等

①協力医療機関又は利用者の主治医に情報を提供した日(情報提供日)前30日以内において、(地域密着型)特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満である場合は算定不可。

例) 以下の場合、算定不可。

入居日 10/19

情報提供日 11/1

(居宅算定基準注11、地密算定基準注10)

4 サービス別資料 96

医療機関連携加算②

算定要件等

②協力医療機関等には、歯科医師を含むものとする。

③加算の算定に当たり、あらかじめ、事業者と協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容について定めておくこと。

④看護職員は、前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において、利用者ごとに健康の状況について随時記録すること。

⑤協力医療機関等への情報提供は、面談によるほか、文書（FAXを含む。）又は電子メールにより行うことも可能とするが、協力医療機関等に情報を提供した場合においては、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ること。この場合において、複数の利用者の情報を同時に提供した場合には、一括して受領の確認を得ても差し支えない。

医療機関連携加算②

算定要件等

②協力医療機関等には、歯科医師を含むものとする。

③加算の算定に当たり、あらかじめ、事業者と協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容について定めておくこと。

④看護職員は、前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において、利用者ごとに健康の状況について随時記録すること。

⑤協力医療機関等への情報提供は、面談によるほか、文書（FAXを含む。）又は電子メールにより行うことも可能とするが、協力医療機関等に情報を提供した場合においては、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ること。この場合において、複数の利用者の情報を同時に提供した場合には、一括して受領の確認を得ても差し支えない。協力医療機関の医師又は利用者の主治医に情報提供をしていますが、あらかじめ情報提供の内容について定まっていない場合や、医師等から署名又はそれに代わる方法による受領の確認を行っていないケースが見受けられるため、注意すること。

変更届の提出

**協力医療機関を変更していたものの、変更届出書の提出がなかった。
(介護保険法に基づく運営指導での指摘事例)**

以下に該当する場合、変更届の提出が必要。

変更届の提出が必要な主な事項

- ・事業所（施設）の名称及び所在地
- ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要等
- ・管理者の氏名、管理者の婚姻等による氏名変更または住所変更
- ・運営規程（利用料その他費用の額、利用定員、サービス提供時間等）
- ・協力医療機関等
- ・介護支援専門員の氏名及びその登録番号、介護支援専門員の婚姻等による氏名変更

(介護保険法第75条第1項、第78条の5第1項)

4 サービス別資料 99

変更届の提出

**協力医療機関を変更していたものの、変更届出書の提出がなかった。
(介護保険法に基づく運営指導での指摘事例)**

以下に該当する場合、変更届の提出が必要。

変更届の提出が必要な主な事項

- ・事業所
 - ・申請者
 - ・建物
 - ・管理者
 - ・運営
 - ・協力
 - ・介護
- 変更にあたり事前に相談が必要な事項もありますので、以下ホームページを必ずご確認くださいませようお願いします。
- 変更届（入居・入所系サービス）
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html
 トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 地域密着型サービス事業者の指定・届出 > 変更届（入居・入所系サービス）

(介護保険法第75条第1項、第78条の5第1項)

4 サービス別資料 100

変更届の提出

入居定員が変更になっていたが、変更届出書を提出していなかった。（老人福祉法に基づく立入検査での指摘事例）

以下に該当する場合、変更届の提出が必要。

変更届の提出が必要な主な事項

- ・施設の名称及び設置予定地
- ・設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・その他厚生労働省令で定める事項 ※老人福祉法施行規則第二十条の五参照
（登記事項証明書又は条例等、施設の管理者の氏名及び住所、建物の規模及び構造並びに設備の概要、入居定員及び居室数等）

変更届の提出

入居定員が変更になっていたが、変更届出書を提出していなかった。（老人福祉法に基づく立入検査での指摘事例）

以下に該当する場合、変更届の提出が必要。

変更届の提出が必要な主な事項

- ・施設の変更届の様式は以下ホームページに掲載しております。
- ・設置しなお、定員変更や施設の移転を行う際には、必ず事前にご相談
- ・その他省令で定める事項 ※老人福祉法施行規則第二十条の五参照
（登記事項【有料老人ホームの開設に係る届出（変更届出等）】及び構造並びに設備の概要、https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/06/p020641.html
トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>有料老人ホームの届出等>有料老人ホームの開設に係る届出（変更届出等）

職員配置

職員が介護保険サービスの業務を兼ねていたが、従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にした勤務表の作成及び管理が行われていなかった。（老人福祉法に基づく立入検査での指摘事例）

併設介護保険サービス事業所の職員と兼務する場合、兼務状況を明確に分ける必要がある。

職員が介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合は、従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にした勤務表の作成及び管理を適切に行うこと。

職員自身が、勤務時間中、介護保険サービス事業所の職員として介護保険サービスを提供しているのか、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅含む）の職員として介護保険外のサービスを提供しているのかを意識する必要があります。

（参考）

- ・「高齢者住まい事業者の外付けサービスの適正な活用のためのポイント」
（高齢者住まい事業者団体連合会）

非常災害対策

**夜間もしくは夜間想定 of 訓練が実施されていなかった。
定期的に避難、救出その他必要な訓練が実施されていなかった。
（老人福祉法に基づく立入検査での指摘事例）**

（参考）指導指針8 有料老人ホーム事業の運営（6）非常災害対策

イ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう

（略）

**夜間もしくは夜間を想定した訓練を実施すること。
消火訓練は年2回以上実施すること**

訓練については、以下のとおり実施が必要。

避難訓練：年2回以上（うち1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を実施すること。）

消火訓練：年2回以上

※その他訓練については所管の部署に確認のうえ適切に実施すること。

身体的拘束等の適正化、事故発生の防止

身体的拘束等の適正化、事故発生の防止のための委員会、研修が実施されていなかった。（老人福祉法に基づく立入検査での指摘事例）

身体拘束の該当者がいなくとも、身体的拘束等の適正化のための委員会、研修を実施する必要がある。

事故発生の防止のための対応について、特定施設入居者生活介護の基準上、事故発生の防止のための委員会や研修についての規定はないが、有料老人ホーム設置運営指導指針上、当該委員会及び研修についての規定がある。

各委員会、研修の必要回数まとめ

		住宅型有料老人ホーム (サ高住含む)	介護付き有料老人ホーム
【事故】	委員会	定期的に	
	研修	定期的に	
【身体拘束】	委員会	3月に1回以上	3か月に1回以上
	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時

(有料指導指針9(7)、12(8))

4 サービス別資料 105

船橋市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正①

船橋市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正

厚生労働省の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」が改正されたことを受け、令和3年7月1日付で、船橋市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下、指針）を一部改正。

○指針の掲載場所

【有料老人ホームの開設に係る届出（変更届出等）】（船橋市ホームページ）

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 有料老人ホームの届出等 > 有料老人ホームの開設に係る届出（変更届出等）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/06/p020641.html

令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和3年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置が求められることとなった。

（参考）有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（令和3年4月1日厚生労働省老健局長通知）

船橋市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正②

各委員会、研修の必要回数まとめ

		住宅型有料老人ホーム ※サ高住含む	介護付き有料老人ホーム
【BCP】	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
	訓練	定期的に	年2回以上
【感染症】	委員会	6月に1回以上	6月に1回以上
	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
【虐待】	訓練	定期的に	年2回以上
	委員会	定期的に	定期的に
【身体拘束】	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
	委員会	3月に1回以上	3月に1回以上
※改正前からあり	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
【事故】	委員会	定期的に	
※改正前からあり	研修	定期的に	

(有料指導指針8(5)、8(7)、9(4)、9(7)、12(8))

4 サービス別資料 107

船橋市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正②

各委員会、研修の必要回数まとめ

		住宅型有料老人ホーム ※サ高住含む	介護付き有料老人ホーム
【BCP】	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
	訓練	定期的に	年2回以上
【感染症】	委員会	6月に1回以上	6月に1回以上
	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
【虐待】	訓練	定期的に	年2回以上
	委員会	定期的に	定期的に
【身体拘束】	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
	委員会	3月に1回以上	3月に1回以上
※改正前からあり	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
【事故】	委員会	定期的に	
※改正前からあり	研修	定期的に	

住宅型有料老人ホームについては、研修等の実施回数について特定施設入居者生活介護の基準に準ずるよう努めていただきますようお願いいたします。

(有料指導指針8(5)、8(7)、9(4)、9(7)、12(8))

4 サービス別資料 108

令和4年度集団指導について

おわりに

以上で、令和4年度「介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導」を終わります。

最後に、「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。

ご視聴頂き、
誠にありがとうございました。